

内部通報に関する規程

一般社団法人つくり東京ファンド

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人つくり東京ファンド（以下「本法人」という。）における法令遵守の徹底と適正な業務運営を確保するため、役職員等が不正行為等を通報できる体制を整備し、通報者が不利益を被らないよう保護することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、本法人の全ての役職員（正職員、契約職員、パート・アルバイト職員、および本法人の業務に従事する者を含む）に適用する。また、本法人と取引関係のある者が不正行為を認識した場合にも、本規程に基づく通報を行うことができる。

第3条（通報対象となる行為）

本規程に基づき通報の対象となる行為は、以下のとおりとする。

1. 法令、定款、内部規程等に違反する行為
2. 本法人の財産に対する不正行為
3. ハラスメント等、倫理規範に反する行為
4. その他、本法人の社会的信用を損なうおそれのある行為

第4条（通報窓口の設置）

本法人は、通報者が安心して通報できるよう、以下の通報窓口を設置する。電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

1. 内部通報窓口（コンプライアンス担当理事）
2. 外部通報窓口（第三者機関を含む）

第5条（通報者の保護）

1. 本法人は、通報を理由とする解雇、降格、減給、嫌がらせ等の不利益な取扱いを禁止する。
2. 通報者の匿名性が確保されるよう、通報内容および通報者の情報は厳重に管理する。
3. 通報者が不利益を受けた場合、通報者は内部通報窓口申し立てることができる。

第6条（調査および対応）

1. 通報を受けた場合、本法人は迅速かつ公正な調査を行う。
2. 調査の結果、不正行為が確認された場合、適切な是正措置および懲戒処分を実施する。

3. 調査の過程で得た情報は、関係者以外に開示してはならない。

第7条（虚偽通報への対応）

通報内容が虚偽または悪意を持ったものであると判断された場合、本法人は通報者に対して適切な措置を講じることができる。

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

以上